

「類聚法令 一」(東京大学法学部法制史資料室蔵)

首都大学東京日本近世史ゼミ

凡例

- 一 「類聚法令 一」のうち、表紙を除く全文を掲載した。
- 一 本来は記されていないが、各項目別に史料番号を付けた。
- 一 読点(・)や並列点(・)については適宜加えた。
- 一 翻刻内の傍注は、文字に関するものは「」内に、人名等の考証は( )内に記した。
- 一 字体は原則として常用漢字及び通用文字を用いたが、必要な場合は原体を生かした。
- 一 複数箇所で同一の誤りが見られる文字については修正した。但し、一箇所のみ場合は〔○〕を付し、不確定の場合は〔○カ〕とした。
- 一 欠損または判読不能で、その字数が確定できる場合は□、その字数が推測となる場合は、推測される字数に即して□□示した。
- 一 脱字の場合は〔○脱〕と付し、推定によるものは〔○脱カ〕とした。
- 一 原文のままでは理解しがたい部分には(ママ)を付した。
- 一 本史料紹介は、首都大学東京・東京都立大学「日本史学演習」、首都大学東京大学院「中近世史研究演習第一」(二〇〇八・二〇〇九年度)の授業成果に基づく。本授業には、同大学院生武林弘恵・堀智博、同学部学生

富島信海・姉川裕志・植松千佳良・本庄沙織・海野菜子・小林紀亮・土屋健俊、東京都立大学学生木村巖が参加し、ここでは、それを総括する形で同授業の担当教員である谷口央が責任編集した。

先哲稲葉翁ハ延享二丑年十月廿二日加判奉行時之長田三職ニ任し、十餘年之勤勢ヲ歷テ、宝曆六子二月廿三日隱居ナリ、  
在職中筆記亦多シ、余嘗テ旧記ヲ閱スルニ、国初奉行所ヲ置シモ宝永元申四月變シ、其後享保四亥三月今ノ加判奉行所ヲ  
置故ニ、享保以後記録全シトイヘ共、其以前□殘缺歎スヘシ、天和・元禄之際吉武氏後記可掬ト雖モ、是亦前後殘缺中  
之一書編年ツゞキカタシ、此類聚之一書吉武記後享保以前之遺漏ヲ補フ実ニ可珍筆記也、後世之取扱ニ其初ヲ知ラサル  
事、是書ニヨリ益ヲウル事少ナカラス、然レ共旧ニノミ泥シテ時世是變革不知トキハ、膠柱之譏亦難免宜取捨也、

類聚法令 一 目錄

天下一号	天和五ヶ条	馬之筋
三尺坊	捨牛馬	田島永代売質地
捨子生類憐	宗旨御改	煮売并衣類
鹿猪狼	杉檜制法	鉄砲改
捨子制法	悲田宗御制禁	大坂者
生類憐	式朱判并御仕置三ヶ条	
金銀吹出 <small>元禄</small>	同引替年限	造酒運上
道中触数通		

(貼紙)

「伊州商米宿駅問屋可改ハ寛文之原法アリ、其後亦令ス、此元禄ニ一時法ヲ弛ムトイヘトモ不日鑑札之令ヲ出ス、為替米トハ  
則商米也、是後鑑札モ止ミ、長野口・垣内口皆問屋ツギニ復ス、唯加太口問屋外ニ米穀繼所渡世ノ者マ、アリテ、其弊ヲ生ス、  
駅路持ノ者問屋可相糺ハ文化ノ嚴令アリ」

○因ニ云、農家ニテ米商ハ元来禁止ナリ、其文言勢陽法令ニ委シ、

史料紹介 「類聚法令 一」(東京大学法学部法制史資料室蔵) (日本近世史ゼミ)

(貼紙)  
「是時禁止ニテ後世不換、然レトモ鏡之背ニ天下一之銘存スルモノ不少、悉ク削ルニモアラザル歟、」

〔No.1〕天下一号御制禁之事 松田甚三郎大和在役之日記ニ而写之

覚

諸職人天下一号之事可停止之旨被 仰出候間、急度相守之、天下一号之鏡・墨筆・諸色鑑板・暖簾等引之、勿論只今迄持来天下一銘在之道具悉可削之者也、

右之通従 御公儀被 仰出候間、堅奉相守、天下一号之鏡・墨筆其外諸色之めい在之道具共ハけつり、かんはん・のうれんなどハ引之可申候、右之旨支配下之町々村々并寺社方へも念人可申渡候也、

戌八月七日 天和二也 玉置甚三郎<sup>(之長)</sup>

大庄屋十人

右は玉置氏大和之日記ニ見当ル

〔No.2〕天和三亥年 公儀御制法

一 祭礼・法事弥輕可執行之、惣而寺社・山伏・法衣装束等万端かろく可仕候事、

一 町人舞々・猿楽者、雖為御扶持人向後刀さすへからさる事、

一 百姓・町人之衣服、絹・紬・木綿・麻布如此内応分限妻子ともニ可着用事、

一 舞々・猿楽右同断、但役相勤候時ハ廻斗目不苦候事、

一 惣而下女・はしたハ布・木綿可着之、帯同前之事、

以上

亥ノ二月日 廿六日相触レ、此御名□□桑山下野殿□□写□□<sup>(貞寄)</sup>

追加

茶道坊主并御扶持人大工刀指申候事御制禁、小者・中間衣類多り・袖へり・帯・頭巾惣而緒布之類、堅無用ニ可仕候、御徒目付廻し、相背候者見付次第ニとらへさせ可申旨、於江戸被 仰付候旨、二月廿六日・三月五日、依之国中之御領内可令領掌之旨相触畢、

〔No.3〕馬之筋延申候事停止之事 貞享二丑年也

覚

馬之筋のへ候儀、第一用方ニ不宜、其上不仁なる儀ニ付而、御厩ニ立候御馬共先年を御停止被 仰付候得共、今以世上ニ而者拵馬在之由ニ候、向後堅御制禁被 仰出候者也、

九月十八日

御月番戸田山城守殿ニ而被 仰渡候御口上之趣被 仰出候ハ、馬之筋のへ候事、御厩ニ立候御馬共ハ先年を停止被 仰付候へとも、今以世上ニハ拵馬在之由付而、向後弥御制禁被 仰付候、領知之国々所々申付置、自今以後馬売買いたし候者共、堅相守候様ニ可被申付候、是迄持来候馬□不□重而をハ筋のへ候馬求不申様ニ、此段家中ノ□□共迄堅相守可申候、若相背筋のへ申者在之候ハ、主人迄急度可被 仰付ニ而可有之由、右之段々御意之趣ニ候間、主人ノへ可申旨重々被 仰渡、則御書付も在之候、

○右被 仰出候覚書、両通ともニ町年寄、大庄屋とも呼寄相渡、夫々読聞セ、馬商売仕候者とも一札仕らせ候様ニ申付、○馬苦勞并馬ニかかり候者共一札、町郷中ニて都合九拾六人 名前各略之

〔No.4〕三尺坊 公義御書付町郷中江申渡

覚

一 今度於遠州秋葉祭と申ならハし、在々村次に送渡、末々ニハ人多集、他国迄送之、不届也仕形ニ付、段々御仕置被  
仰付候事、

一 於国々所々向後新規之祭礼無用候、無抛子細在之ハ寺社奉行衆へ可被相伺事、  
一 有来神事祭礼無懈怠如前々愈かる可執行事、

十一月 日

右町郷中へ写遣候上ニて申渡畢、

貞享二丑ノ十二月四日也、

〔No.5〕公儀牛馬之事御書付町郷中へ申渡

覚

惣而人宿又者牛馬宿、其外ニも生類煩重り候得者、(音脱カ) いたまた不死内に捨候様に粗相聞候、右之不届之族在之にをひてハ、  
急度可被 仰付候、密々にてケ様なる儀在之、其訴人に出へし、同類たりといふとも、其科をゆるし御褒美可被下候、  
已上、

正月 日

口上之覚付紙

今度書付出候上ハ、身躰かるき者ハはごくミかね可申候間、町人ハ町奉行、地方ハ御代官、道中ハ高木伊勢守(守勝)、給所  
方ハ地頭へ訴可申候 已上、

正月 日

口上

御公儀も如此之御書付申候間、町中奉得其意可相守候、馬・牛・犬・猫之類、煩腰なとぬけ申候を生ながら捨申ましく候、其外之生類の死候も猥ニ捨置申ましく候、御書付之面得心仕可奉守旨町々末々迄不殘可触知也、

卯二月七日 次郎右衛門

甚三郎

貞享四也

伊藤又五郎

加藤甚右衛門

橋爪源左衛門

河村新兵衛

川来清右衛門

郷中へも右同断

〔No.6〕田島永代売質地 公儀之書付郷中へ申渡控

覚

一質地取候者年貢不出之質地に遣置、無田地者、方より年貢役等勤候者在之由相聞、不届之至三候、堅停止之事、  
一田畑永代売買、此已前被 仰出候通、弥以制禁之事、

右之趣堅可相守、若於令遣背ハ可行罪科者也、

卯四月 日

従 公儀之御法度書写遣候、郷中此旨可奉守旨、支配下村々へ可令触知也、

卯四月廿五日 四印

大庄屋十人

〔No.7〕捨子生類憐 貞享四卯五月廿二日 公儀御書付写遣、町郷中へ相触畢

覚

△捨子有之候ハ、早速不及届、其所之者いたわり置、直ニ養候か又ハ望之者在之候ハ、可遣候、急度不及付届事、

△鳥類・畜類、人之疵付候様成義ハ、只今迄之通可相届候、其外ともくひ又ハおのれと痛煩候計にてハ不及届、随分

致養育、主在之候ハ、返可申事、

△無主犬頃日ハ食物給させ不申候様ニ相聞へ候、畢竟食物給させ候へハ、其人之犬のやうに罷成、已後迄六ヶ敷事と存、

いたはり不申候と相聞不届候、向後左様に無之様ニ可相心得事、

△飼置候犬死候へハ、支配方へ届候様に相聞候□□□□向後ケ様之届無用之事、

△犬計に不限、惣而生類人々慈悲之心を元といたし、あはれミ候儀肝要之事、

卯四月 日

覚

生類あはれミの義ニ付、最前以書付被 仰遣候処、今度武州寺尾村・同国代場村之者、病馬捨之不屈之至ニ候、死罪

ニも可被 仰付候へ共、此度ハ先命御たすけ流罪被 仰付候、向後於相背ハ急度曲事可被 仰付候、御領ハ御代官、

私領ハ地頭方前被 仰出候趣、弥堅相守候様ニ念入可申付者也、

卯四月 日

此二通之御書付 御公儀方相渡申候間□□□□郷中奉得其意、堅可奉守旨支配下之村々へ可申渡也、

〔No.8〕宗旨疑敷者制禁 切支丹宗門之義従 御公儀弥御改つよく宗門之者之末々類親 迄御吟味被 仰付候



一切支丹之儀ハ不及申宗旨疑敷者於在之者、御領者御代官、私領ハ其地頭へ可訴候、勿論切支丹奉行へ早々可申出之、品により急度御褒美可被下之、尤同類たりと云とも、其科をゆるし、あたをなさざるやうに可被 仰付候、若隠置後日ニ於顯可為曲事、

右公儀之御ケ条書則寫遣候、此旨堅可相守候、

一従前々如申付置候甲乙人ニ一宿も仕らせましく候、親類たりと云とも他所之者宗旨不慥者ニハ一夜之宿も仕間敷候、本寺知レ不申胡散成出家ニハ□□かりそめの宿もかし申間敷候、此旨弥堅可相守□□背之輩於在之者、其村之庄屋・年寄・五人組早々可告来候、かくし置候ハ、急度曲事ニ可申付候、  
右之旨郷中未々迄念入可申聞也、

貞享四卯年七月廿五日 四名

大庄屋各名ヲ書

右之通町中へも同趣相触、

伊藤又五郎・源五郎

加藤甚右衛門

〔No.9〕江戸町与力衆へ被 仰渡候書付之覚

一町廻り之節、煮売り之者火を持、方々ありき商売いたし候ハ、見当候者相改、所々預ケ置可申上候、但住□仕煮売いたし候者ハ不及改候事、

一町人并妻子・下女共ニ、最前被 仰出候御法度之衣類を着し申者見当り候ハ、町人・妻子・下女ニ無紛候ハ、所々預ケ置可申上事、

一武士之下女・はした御法度之衣類を着し通り候者見候ハ、何方之ものと承、跡をしたひ見届候様ニ可仕事、

一 武士方之下女・はしたる上之女、浪人いたし町屋ニ罷有町人之妻子ニ見まきれハ相改、浪人にて又しんめう奉公ニ罷出候など、申候ハ、其後女之宿方手形を取可申事、

一 惣而何事ニよらず御法度之趣を相背者ニ見当□□捕へ、またハ改預ケ置可申上事、

右之通今四日 新免三郎右衛門・伊東清左衛門方申候、

元禄二巳年春ノ内ニ有之、月付不知、

〔但カ〕若巳ノ閏正月廿八日町郷中へ江戸も衣服改堅被 仰遣候旨を相含書付出ル、其節之書付坎、

〔No.10〕鹿猪狼損人馬犬田島時之御制法

公儀御書付之写

覚

一 兼而被 仰出候通、生類あはれミの志、弥專要其法今度被 仰出候意趣は、猪・鹿あれ田畑を損さし、狼は人馬等をもそんなさし候故、あれ候時計鉄砲にてうたせ候様ニ被 仰出候、然処万一存たかひ生類あはれミの志をわすれ、むさと打候者在之候ハ、急度曲事に可申付候事、

一 御領・私領にて猪・鹿あれ田畑を損さし、或狼あれ人・馬・犬に損さし候節は、前々之通随分追ちらし、それまでもやミ不申候ハ、御領にてハ御代官・手代役人、私領にてハ地頭より役人并目付、小給□□てハ其頭々へ相断、役人を申付、右之者ニ急度誓詞致させ、猪・鹿・狼あれ候時計日切を定鉄砲にてうたせ、其わけ帳面に注置之、其支配ノへ急度可申達候、猪・鹿・狼あれ不申候節、まきらハしく殺生不仕候様に堅申付候、若相背もの之ハ、早速申出候様ニ其所所之百姓等に申付、ミたりかましき儀候ハ、訴人に罷出候様ニと兼々可申付置候、自然かくし置脇より相知候ハ、当人は不及申其所之御代官・地頭可為越度候事、

右之通堅相守可申者也、 巳六月 日

口上

猪・鹿打候ハ、其所ニ慥ニ埋置之、一切商売食物ニ不仕候様ニ可被申付候、已上、  
右ハ獵師之外之事情、

覚

從 公儀生類御憐之御書付出候間写遣候、猪・鹿・狼あれ候ハ、随分追散可申候、其上ニ而もあれ候ハ、奉行所へ可告来候、郡奉行・郷目付・小目付支配人ニ被 仰付置候、猶委曲右之面々可被申渡候、此旨組下之村々末々迄念入申聞、公儀御書付之面、堅可奉相守旨可申付也、

元禄二巳年八月十九日 猪之介(柳田)

甚三郎

津付大庄屋十一人

久居付大庄屋□□人

各□□

敬白起請文之事

一 郷中猪・鹿・狼あれ候時計日切を定鉄砲ニ而打せ、其わけ帳面ニ記置之、有躰に可申上事、  
一 猪・鹿・狼あれ不申節、まきらハしく殺生不仕候様ニ堅可申付候事、  
一 若相背者於有之ハ、早速申出候様ニ其所々之百姓ニ申付、猥かましき義候ハ、訴人ニ罷出候様ニ兼々可申付置事、  
右之通於相背者牛王罰文

元禄二巳年八月十七日

山中彦三

藤堂仁右衛門殿(高光)

中村左五右衛門

中尾茂兵衛

茨木理兵衛

八橋弥次衛門

〔No.11〕杉檜制法 御大目付衆を渡り候書付之控

覚

一 献上物之台、上杉・檜無用ニ仕、何木ニ而も用之、みかきなども軽くいたし、足ハ檜・杉之外何木成共仕、二重く相止ひきく可仕事、

檜・杉ニ而無之ニテハ曲申事成申間敷候、然ハ不宜檜・杉用候てハ如何と相窺候処、中之檜・杉ニ在之候へハ、はやまかひニ成候間、何木ニ而も外之木ニ而曲不被申上候、釘ニ而打候而も不苦候、とかく廉相成分ハ能候由被仰候事、

一 献上箱・肴之箱、其外献上物入候箱、杉・檜を相止、何木ニ而も丁寧ニ無之すかしゑよう無用ニ可仕候事、箱肴之木ハ何木ニ而も可仕候、其内御衣服□□又ハ御鯨物など入候箱も雑木ニ而可仕儀と伺ひ候へ□何れの箱ニ而も雑木ニテ可仕候由之事、

すかしゑよう無之候而ハ、物ニおいきれ悪敷成候、廉相成すかしハ如何と窺候得ハ、一切すかしは無用ニ候、いされ候物ハ籠ニゑ可申由被仰候事、

一 献上之外自分の取かハしハ、蕨樽・柳樽停止之事、

蕨樽・柳樽停止ニ候てハ、如何様之樽用可申哉と伺ひ候へハ、樽之分ハ一切不成候、樽遣候所へハ樽代用可然事、献上之外杉重・檜重令停止之、常々取りかハし候は塗重箱可用之事、

一 常々取かハし候音物かけなかし之台無用□□籠ハ可用事、

籠之儀伺ひ候へハ、何れの籠ニ而もかけなかしニ無之、籠之事駿河籠など可然よし、

(高木守勝)  
伊勢守殿被仰候ハ、  
(藤堂良直)  
伊予守殿と被仰合、御老中方へ被遣候肴などハ塗台にて御用可被成候など、被仰合候由御咄し被成候事、

一 常々取かハし候箱肴停止いたし、軽ク肴代ニ可仕、肴にて遣候て籠を可用事、

一 只今迄木具を用候所ハぬり木具を用、其外常々塗膳可用之、惣而かけなかしの方白木具類無用ニ可仕事、

一 つけ木向後木ニ而不仕、麻からの類可用之事、

一 旅状箱之類上檜無用、何木成共可用之、鹿相ニ相見候分ハ不苦事、

状箱檜にてハ成不申候、何木ニ而も可仕候由、

一 在々ニ相立候高札立替候時、杉・檜可為無用、何木ニ而も可用事、

一 乗物之棒上檜無用ニ仕、何木成とも可用之、但幅五寸ニ過へからざる事、

乗物之棒上檜無用と在之候ニ付、若相朴之木など仕事可在之候、此二色ノ木ハ猶以す、なき木ニ候へハ不成事ニ候、とかく何木ニても沢山成木ニ而用可然候、上檜と在之候付、ふしなどと在之悪敷檜ニ而仕候而ハ、苦かるまし

き哉と相伺ひ申候処、とかく檜にてハ不成、外之木用候様ニと被仰付候事、

右之通来午之正月より改之可相守者也、

巳八月 日

右之通御日付中へ御窺候事ハ内証之事ニ候故、小書之趣為申聞候筈ニ仕候、

右之御書付ニ添書

今度従 公儀被仰渡候御書付一通写遣候、御公儀向此御書付之趣ニ候へハ、郷中末々迄弥令簡略万端おひかへ候様ニ堅可申聞旨 御意候、来午之正月より相守候筈ニ候へとも、兼而其覚悟仕候様ニ先達而可申渡旨被仰下候、右之趣奉得御意可相守也、

巳九月廿五日 猪之介

甚三郎

大庄屋十一人

元禄二年也、

町方へも右同文言ニ而相触畢、

同家職之者へ書付

覚

去九月廿五日申触候 公儀杉・檜猥ニつかひ不申候御書付之面、弥来正月元日も可相守候、

高札板 居台 杉重 檜重 木具之類 文箱 音信物之箱 櫛 付木 乗物之棒、

右之品々杉・檜ニて仕候事堅令停止候、右品々家職ニ仕居申候町人共ニ念入可申渡候、違背之輩ハ急度曲事ニ可申付也、

元禄二巳年十二月十九日 兩人

伊藤又五郎 同源五郎 加藤甚右衛門

町方名主共 橋爪源左衛門 川北清右衛門

〔No.12〕鉄炮改 別帳二冊有之

覚

一鉄炮改之儀 殿様御判被遊 御公儀へ御上被成、是迄之御改相済候御帳面ニ付申候獵師共ハ、鉄炮うたせ候へと被

仰下候間、如有来候、右往左往ニ無之様ニ打可申事、

一用心鉄炮 おとし鉄炮 獵師鉄炮

右所持之輩、最前仕上候一札文言之通堅可相守候、仮初之儀も違背仕間敷事、

一御帳面ニ付申候三品之者共令承告候か、違変之義於在之ハ、郡奉行所迄可申達候、獵師相果候ハ、其子親之名ニ成

可申候、若かハリ候てハ獵仕事成不申候、親之名ニ成候趣も可申達事、

一鉄炮所持仕候者外へかし申間敷候、令他行之時ハ猶以念入可申候、鉄炮紛失仕候ハ、郡奉行所迄可申達事、  
一年々之改 御公儀へ御上被成候間、重々念入相改可申事、

右之通支配下限ニ不残念入可令触知也、

元禄二巳年十二月廿六日 佐次右衛門・理兵衛(茨木)

猪之介・甚三郎

津久居御領下

大庄屋十四人

名面々書之

〔No.13〕捨子之御制法

覚

捨子いたし候事弥御制禁ニ候、養育なりかたきわけ在之候ハ、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官手代、私領ハ其村之名主五人組、町方ハ其所之名主五人組へ其品申出へし、は(育)こくみなりかたきニおゐては、其所にて養育可仕候、此上捨子仕候ハ、急度曲事たるへきもの也、

午十月 日

覚

今度捨子之義従 公儀御書付出候間則写遣候、町中奉得其意、堅可奉守旨末々迄可申渡也、

午十一月六日 いの介

甚三郎

伊藤又五郎 同源五郎

加藤甚右衛門

郷中ニも同断四判ニ而添書遣之畢、

元禄三年也、

〔No.14〕法華之内非田宗御制禁

江戸に書状之写

一筆申入候、

- 一 去朔日高木伊勢守殿・藤堂伊予守殿に御留守居者老人明二日ニ參候様ニと申来、則多々尾治部左右衛門伊勢守殿へ參候処、被 仰渡候ハ、今度法華宗非田宗御遺シ被成候ニ付、口上を以被 仰渡候、則写被遣候間可被得其意候、
- 一 右之通今日御国御領下御家中町在々迄相触候て、此已後被 仰渡口上書之通堅相守候様ニ可申付候、
- 一 町在々之法華寺何も遂穿鑿候て、非田宗有之候ハ、呼寄、右之通公儀に被 仰渡候、尤本寺方に可被申越候得共、
- 一 自今非田宗を改候而、又者他宗に改候様ニと申聞、此已後末寺迄も不受不施無之、尤非田宗を改候との義、一寺々役人共方へ証文取置可然由藤堂伊予守殿ニも被仰候間、一札を取可被申付候、
- 一 惣而非田宗ニ而無之法華寺も呼寄、是迄之通末寺迄不受不施非田宗無之由、是又証文を取置可然由御意候間、被得其意可被申付候、

一 伊賀・伊勢・大和何も一致ニ可申談之旨被 仰出候間可被得其意候、恐惶謹言、

五月八日

梶原民部

藤堂監物

藤堂仁右衛門殿

玉置甚三郎殿

柳田猪之介殿

尚々右之通久居へも其許に申遣一致ニ可申談之由 御意ニ候、已上、



高木伊勢守殿<sup>二</sup>而被仰聞口上之覚

日蓮宗之内不受不施之義を従兼而御制禁<sup>二</sup>候、然処小湊誕生寺・碑文谷法華寺・谷中感応寺非田宗と号、不受不施之邪義を相立候付而、今度非田宗堅停止被 仰付候、宗旨相改向後非田宗之輩受不施<sup>二</sup>成共、又ハ他宗成とも心次第相改可申候、已上、

未四月晦日

△右之趣被仰下、津町<sup>二</sup>而法花宗仏眼寺一ヶ寺<sup>二</sup>て外<sup>二</sup>法花宗無之、則仏眼寺呼寄右御書付之趣申聞候処、当寺受不施<sup>二</sup>紛無之候旨、末寺・塔頭迄も一札取置、

一札ノ写

一札

一当寺代々受不施紛無御座候事、

一塔頭并末寺 顕寿坊・円行院・久居本妙寺・鷹野尾円立寺 右寺中二軒・末流二ヶ寺受不施<sup>二</sup>紛無御座候、則証文取

上ヶ候事、

一不受不施ハ不及申非田宗之僧若參申候共、一向無許容一宿も仕らせ間敷候事、

右之通相違之義御座候ハ、如何様<sup>二</sup>も可被仰付候、為後証如件、

元禄四辛未五月十七日

伊勢津若田町

仏眼寺 印

御奉行 玉置甚三郎殿

柳田猪之介殿

取

△塔頭二軒・末寺二件右一札取之

町郷中へ申触

覚

一 今度於江戸法華宗之内非田宗御潰シ被成候御書付之写遣候、

一 不受不施ハ不申及非田宗之僧參候共、一向許容仕間敷候、勿論一宿堅令停止候、

一 郷中之法華寺相改可申候、若非田宗於在之ハ、公儀御書付之通、急度宗門相改申候、其上一札仕らせ可差上候、  
受不施之寺も法花寺之分ハ相改、非田宗ニ而無之通一札仕らせ可越候、

右之通支配下切ニ相改、自今已後堅可相守旨申付候也、

元禄四未年五月十五日 兩人

大庄屋十一人

△町方へも一通同文言、但未之一ヶ条無之

△郷中ハ大庄屋支配切ニ一札取置、

〔No.15〕大坂者猥ニ召抱候事制禁

七里勘十郎方之状之写

一 筆申上候、殿様益御機嫌能被為成御座之旨恐悦之至奉存候、然ハ御当地方国々へ年季之者召抱罷下候儀、爰許御  
法度書之ヶ条御座候、此趣山内文右衛門時分ニも御両国へ被申談候由ニ御座候、最早久敷儀ニ御座候、其上事改申候ニ付、  
別紙書写入御覽候、此旨御領下へ御触被成可被下候、爰許相替儀無御座早々申上候、恐惶謹言、

五月廿八日

七里勘十郎

藤堂仁右衛門様

覚

大坂之者男女ニよらす猥ニ召抱候義、大坂御役人衆方御制禁ニ候、召抱候節ハ則時大坂御留守居七里勘十郎方へ相断  
申候へと申来候間、此方へ可申断候、則諸国大坂御留守居連判ニ而大坂奉行所へ差上申候、一札之写遣候間、可得其

意也、

未六月十九日 兩人

伊藤又五郎 同源五郎 加藤甚右衛門

七里勘十郎方來書付之写

覚

一男女共ニ二年季者国許へ抱罷下候ハ、藏屋鋪ニ罷在候我等共へ申断、召連參候様ニ国許へ申合、無断猥ニ二年季之者召抱不罷下候様ニ可申付事、

一年季之者抱国許へ召連罷下候ハ、奉公人ハ不及申町人・百姓・船頭・か子ニ至迄、我等共請人已下致穿鑿、年季十年之外抱不申候様ニ吟味仕差下可申事、

一我等共ニ不申聞年季者抱罷下候ハ、縦從 公儀御穿鑿無御座候共、聞付次第ニ可申上事、

月 日

留守居連判

△郷中へも同文言ニ而 佐次右衛門

理兵衛

猪之介

甚三郎

大庄屋

十一人銘々名記之

元禄四未年也、

〔No.16〕生類御憐之御書付并添書

史料紹介 「類聚法令 一」(東京大学法学部法制史資料室蔵)(日本近世史ゼミ)

覚

一 遠国ニ而狼・猪・鹿あれ候時ハおとし鉄炮ニ而払、それにて不止時ハ鉄炮にてうたせ、あれ候を早速鎮候而、其訳追而致書付、大目付中へ可被差出候、伺候而其上ニ而ハ遠路之儀ニ候間、下々ハ致難儀候条、遠国之面々へよりく可被相達候、

一 惣躰生類あハれミ之義被 仰出候義、人々仁心ニ罷成候様ニとの思召故被 仰出事ニ候、弥左様ニ可被相心得候、已上、

四月晦日

右御書付ニ添書

覚

今度從 公儀相渡候御書付写遣候、前々申付候通、狼・猪・鹿あれ候時ハ随分追払可申候、それにても不止時ハ、此方へ伺ひ差図請、鉄炮にてしつめ可申候、弥生類憐之義奉得其意、是迄之通堅可相守候旨、支配下之村々へ可申渡也、

元禄六酉年五月十五日

佐次右衛門 理兵衛

(玉置)  
七左衛門 猪之介

大庄屋十一人

久居大庄や三人共

〔No.17〕二朱判并生類憐之儀被 仰出

御書付之写 元禄十年也

覚

一 逆罪之者仕置之事、

一致付火候者仕置之事、

一 生類ニ疵付、或損さし候者仕置之事、

右之科人有之ハ遂僉儀、一領一家中迄ニ而外ニ障於無之ハ向後不及窺、江戸之御仕置ニ准し自分仕置可被申付候、但他所へ入組候ハ、月番老中迄可被相窺候、遠嶋ニ可申付科ハ領内ニ嶋無之おゐてハ、永牢或親類・縁者等へ急度預可被置候、且又生類あわれミの儀兼々被 仰出候通、弥堅相守念入可被申付者也、

丑六月

覚

一 今度新金ニ而二朱判出来世間へ相渡候、通用自由のためニ候間、国々所々迄其旨を存、商売請取方・渡方無滞忒朱判をも用可申候、二朱判者忒分判半分之積たるへき事、

一 大判・小判・忒分判、勿論有来通通用可仕事、

一 前々相触候通、似せ金銀仕者在之者訴人ニ出へし、縦同類たりといふとも、其科をゆるし急度御ほうひ被下、あたをなさゝる様ニ可申付候、惣而金銀之細工仕者ハ、其所ニて心ヲ付、少も疑敷儀を見及聞及候ハ、早速可申出、隠置外よりあらハるゝにおゐてハ、本人ハ不及申諸親類・其所之者迄可為曲事者也、

丑六月

右町郷中へ写遣一通添書ノ相触、

〔No.18〕金銀吹直御書付 元禄八年亥十一月十五日

覚

一 今度金銀吹直被 仰付吹直り候金銀、段々世間へ可相渡之間、有来金銀と新金銀と同事ニ相意得、古金銀不殘吹直り候迄ハ新金銀と入交遣方、請取渡両替共ニ無滞用可申候、上納金銀も右可為同前事、

一新金銀金座〔銀座脱〕より出之、世間之古金銀と可引替候、其節金銀共ニ員数を増可相渡事、

一金銀町人手前右引替ニ成候間、武家方其外之金銀者勝手次第町人へ相對ニ而相渡引替可申事、

附、古金銀貯置不申段々引替可申事、

右条々国々所々置におゐても可存此旨者也、

亥九月 日

添触

今度金銀吹直之儀ニ付、從 公儀出候御書付写遣候条、此旨町中末々迄可令触知也、

亥十一月十五日 七左衛門

猪之介

宛所右同断

△郷中へも右同断、

〔No.19〕新金銀引替之儀ニ付御書付

覚

金銀吹直ニ付、古金銀ハ新金銀ト弥引替可申候、御科は御代官、私領ハ地頭右申付、至遠国迄不残様ニ引替させ可申候、古金銀之儀来寅年ノ三月迄ハ只今之通新金銀と一樣ニ用之、其以後者古金銀通用相止之、新金銀計可用之間、可存其旨候、若滞儀有之候ハ、金銀吹直之場所迄可申入候、已上、

丑四月 日

町郷中江之添触 元禄十也

古金銀新金銀引替之儀 公儀右御書付出候間、写相廻候、末々迄可令触知也、

五月四日 七左衛門 猪之介

町年寄五人

△郷中へも右同断、

〔No.20〕金銀吹直之儀ニ付御書付

今度本郷にて金銀吹直候場所之外、一切金銀吹直シ申間敷候、自然脇々ニ而吹直候者有之候か、又似せ金銀拵候者存之ハ、早速訴人ニ出へし、縦同類たりといふとも、其科をゆるし急度御ほうひ被下、其上あたをなざる様ニ可申付之、若隠置後日ニ外よりあらハるゝにおゐてハ、其身ハ不及申諸親類并所之者迄可為曲事者也、

子七月 日

添触

従江戸如此之御書付出候付写遣之候、町中末々迄申聞せ、殊白かね屋・飾や并かぢやなとハ念入急度申付、金銀吹替候か、又ハ似せ金銀拵候者在之ハ、早速此方へ相訴可申候、御書付之通無相違様ニ可申付候、右之通末々迄可令触知候也、

元禄九子八月十七日 七左衛門

いの介

町年寄五人

△郷中へも右同断、大庄や十一人名前、

〔No.21〕金銀引替之儀申付書付

覚

今度御改ニ付、新金銀古銀引替ニ成候故、江戸両替屋蔵田七郎右衛門御国方引替之儀願申候故、手代吉兵衛・彦兵衛

右両人差登せ、新金銀持參、当町へ參着申候間、津 御城下町末々迄右之趣申渡シ、勝手次第ニ以相對古金銀と引替候様ニ可申聞候也、

子十二月六日 七左衛門

いの介 役印

町年寄五人

△郷中へも右同斷、但

參着申候間、津 御領下村々末々迄大庄や支配下限ニ右之趣申渡——、

〔No.22〕新金銀引替相延候御書付

覚

古金銀を新金銀と引替候儀、当三月を限候様ニと去年四月相触候處、于今古金銀相持有之由ニ候、遠国渡海抔有之處、通路不自由ニ而引替相殘ル儀も可有之候間、来卯之三月を限不殘引替候様ニ、御料ハ御代官、私領ハ地頭（重秀）其所々へ申越、古金銀不殘引替候様ニ可被申付候、若差支候義於有之者、萩原近江守方江可被相達、此上ニ而古金銀殘置候者可為越度候、已上、

丑ノ正月 日

町郷中へ添触

古金銀新金銀と引替之義、当三月限と去年相触候得共、此度又如此 公儀方御書付出候間写相廻候、町中末々迄可奉得其意候、此旨可令触知也、

丑二月廿二日 七左衛門

いの介 役印



町年寄共

△郷中へも右同断、

于時元禄十一年也、

〔No.23〕新金銀引替日切之書付

覚

一今度於江戸両替や蔵田七郎右衛門願申候ハ、津御領下古金銀と新金銀段々引替申候、頃日者古金銀も出不申候間、津ニ罷在候手代共当月中ニ仕廻罷下候様ニ申付候、依之御家中并町郷中迄若古金銀残り有之候ハ、当月中ニ引替候様ニ願候旨、江戸御留守居中右申来候、右之通町中末々迄相触、若古金銀残り有之候ハ、当月中ニ引かへ候様ニ念入可申聞候也、

八月十二日 兩人

元禄十一寅也、

伊藤又五郎 伊藤源五郎

加藤甚右衛門 岡宗大夫

別府八右衛門

郷中江も右同断、

右之通伊賀・大和・久居へも示合申付畢、

〔No.24〕造酒運上之儀御書付

覚

一酒商売人多ク下々猥ニ酒を吞不屈成儀共仕候ニ付、今度酒運上取立、運上ニ応シ酒之直段高直ニ成、下々酒多ク給不

申積、就夫酒屋減候分ハ其通ニ候事、

一運上之儀、江戸并御料者 公儀へ相納、私領方ハ地頭へ可取立候事、

一運上之員數、只今迄酒商売直段五割程も高直ニ成候積運上取立可申候、酒善悪ニ心し直段高下就有之、少之過不足ハ無構、大概有之通取立可申候事、

一江戸ハ御用相達候御酒屋共之内四人、右之改并運上取立申答ニ候、在々ハ御代官を相改、手代相廻シ、運上取立申答ニ候、但酒屋家數多キ所ハ御代官手代計にてハ改委細ニ難成ニ付、其所之酒屋之内一兩人か三四人程も酒屋數ニ応シ、改并運上取立之儀を申渡取立候答之事、

一運上取立候役儀申付候酒屋者手代など差置、其儀ニ付入用等懸り候積り、以失布無之少々徳分有之様ニ取せ申積ニ候間、私領方ニ而も其心得可有之事、

一右改并運上取立之役相勤之酒屋も、自分造候酒之運上ハ人並ニ出可申事、  
一運上之儀造酒屋計取立、請売之酒屋ハ不及運上候、

縦ハ他領之造酒屋を請売仕候酒屋有之候ハ、何方を請売候哉、買元を聞届売せ可申候、何れ之道ニも弥重不及運上、取落も無之様ニ可有吟味事、

右之通為心得書付候、已上

丑十月

十月五日荻原近江守殿ニ而被仰渡候御口上之覚

一酒商売人多ク下々猥ニ酒を給不届之儀共有之ニ付而、今度酒之商売直段致高直、下々自由ニ酒給不申様ニとの儀ニ而酒之運上取立差上可申旨、江戸并公領之分ハ御領分へ、此書付ニ准運上御取立候様ニ可被成候、尤急度いたし被 仰付候様ニとの義にてハ無御座候間、面々御領所之様子次第ニ可被仰付候、乍去運上用捨など有之候てハ酒致下直、他領へ商売杯仕候得ハ他領之商売下直ニ成運上被召上候、詮も無御座様ニ罷成候間、江戸之被

仰付被準候而可被仰付候、急々此義御取立候様ニとの御事ニハ無御座候、其所之様子次第有之様ニ、相たかひ不申候様ニ可被仰付候、

同役中も有之趣致承知届申候得共、此義ハ近江守へ被仰付候間、外へハ御付届ニ及不申候由、

御領下酒改申付候書付

今度從 公儀造酒御改御運上取立之趣、萩原近江守殿を被仰渡候御書付之写先頃申渡候通、可奉得其意候、依之京都御改之格ニ準、当御領下造酒屋之面々改役人 桔梗屋平左衛門・矢野屋五右衛門・丸屋作左衛門、右三人誓紙ニ而申付候、并町年寄共差加り、追付改ニ廻申等ニ候、

一寒造茂仕込并古酒・新酒之有酒迄、石目・升目面々取持之分委書付、右役人共方へ差出シ可申候、

附若外江預置候酒杯有之候ハ、不洩此度差出ニ書載せ可申候、隱置候ハ、可為曲事事、

一五割増之御運上弥以無相違差上、直段之儀も改候日より、右ニ准可被商売候、御運上取立申儀者毎年二月・八月兩度右役人取立申等ニ候、

一此度改之様子、右役人共方を別紙書付相廻シ候事、

右之通当町酒商売之者共へ可令触知也、

元禄十五年十二月朔日 七左衛門

猪之介 役印

伊藤又五郎 同源五郎 加藤甚右衛門

岡宗大夫 別符八右衛門

酒役人へ相添廻候書付

覚

一寒造之仕込もともろミ、此石目・升目面々所持之分委書付、明二日夕迄ニ差出可被申候、

一古酒・新酒之有酒并唯今新酒造込有之もろミ、此石目・升目右同前ニ書付出し可被申事、

一若外へ預置候酒杯有之候ハ、不残此度之差出ニ書載せ出可被申候、隠置後日ニ露頭候ハ、越度可被仰付候事、

一酒造道具 酒造米十石ニ付

醪桶三尺八寸四本 壺代二本

澄酒桶三尺八寸 三本 大桶壹本

右拾石仕廻（返カ）ニ用可被申候、高多ク造候得ハ、此格ニ準外ニ渡シ可申候、則右遣桶へ打申候焼印 ㊦ ㊧ ㊨

右之外入用ニ無之時道具之分者符を付可申候、併入用之時ハ此方へ断可被申候、

一造込之酒もろミかけ留申候刻、其度々此方へ相断可被申候、改ニ廻り申候事、

一御運上取立申儀弥書付之通ニ候、日限之儀重而可申渡事、

一酒直段儀五割之御運上をかけ、上・中・下之値段酒屋中被致相談、明二日夕迄ニ書付可被越候、了簡之上相究候而、

改申候日より値段上ケ申候事、

元禄十五年十二月朔日

丸や 作左衛門

矢野や 五右衛門

桔梗や 平左衛門

当町酒造懸并酒滴之次第

一諸白七斗水 造り米糶・米共ニ

石高拾石 此滴酒七石内壺石七斗五升□り減引

七石五斗正味此御運上立ル

改已後酒直段

一諸白壺升 代百四文 一並酒壺升 代丁六拾八文

右之通ニ御座候、已上、

丑ノ十二月二日

平左衛門

五右衛門

作左衛門

酒屋共へ窺口上ニ而申付ル覺

一京都ニ而之格

十四石入壺本内壺石減壺石減り  
式石酒屋ニ被下 正味十一石運上

右ニ准津御領下へ申付ル

すミ酒四石入壺本内 壺石□り減ニ引

正味三石運上立ル

右之通京都之格ニ准、壺石之□り減、酒屋共之宥ニ罷成候、併買手之方へも宥無之候へハ酒はけ不申候ニ付、右一所之宥を以、壺升ニ壺合余之添を仕、商申様に可申含候、但他所へは宥無用之事、

酒改役人へ申付候誓詞

△改之儀依怙仕間敷事、并御運上取立候儀、毎年帳面ニ記勘定可相立段、十二月二日固メ申付候、

△郷中酒屋共へも右同前ニ申付ル、津・久居大庄屋共へ書付認出之、

△(伊賀)いか・やまと(大和)一致ニ申合、久居町酒屋へハ服部平左衛門方へ申付ル、

「No.25」東海道筋 公儀之書附 両通ニ添書して御領下問屋場共へ申触

覺

一従先規御法度之趣無断絶可相守事、

一御朱印伝馬者勿論、往還之武者不及申軽キ旅人に至迄、荷物附送り之儀、宿々当番之間屋・年寄・肝煎共無懈怠其場所へ出合、不限昼夜人馬遲滞仕間敷事、

一博奕之義、常々無油断可致吟味、若相背族在之ハ其宿之間屋・年寄・五人組、急度可行罪科事、

一前々如相定、馬一宿切ニ繼之堅追通間敷候、尤駄賃錢御定之外一錢も多不取之様ニ兼而申付、其上問屋前にて急度相改可申事、

一常々風烈時分ハ於宿々其所之家持・店借之者共三・四人宛、昼夜共ニ一宿ニ一ヶ所ツ、自身番相勤、火之本以下堅可申付候、自然火事致出来候を、火鎮次第早速焼跡絵圖ニ記、出火之子細書付を以宿繼ニ可致注進事、

一於宿々行衛不知者往来之旅人ニ紛一夜宛令旅宿、上下致徘徊渡世送り候旨其聞在之候、宿又ハ所慥ニ相知レ候者ハ、たとへ他領之者たりと云共、日用人足等ニも可用之候、行衛不知者之類にハ所々にて追放之者共も紛可在之候、宿なし雲助など、申者之類、急度致吟味一切其所ニ不可差置候、往来繁ク仕者在之ハ、昼夜無油断心懸致吟味、不審成者於在之ハ、其所之御代官並領主江早速可致注進候、若乍存知相対ニて差置候者、其宿之間屋・年寄急度越度可申付事、

一往還之旅人子細なくして致逗留者あらは致吟味、不審成者ハ其所之御代官或領主へ早速可訴之事、

附、宿はつれの茶屋、又ハ宿方出茶屋いたし罷在候者共、当分之利用ニか、ハリ、不審成に構なく宿をかし、不届之義共在之段、兼而其聞有之候、其所之支配之名主・年寄・無油断吟味可仕事、

一船渡亦は步行渡り之川々におゐて、舟賃並川越人足賃みたりニ多取之由相聞候、水之浅深にしたかひ、問屋方ニ而吟味之上、賃錢員数相定、如何様之軽キ旅人たりと云共、高下なく、其場所ニ役人を出置、賃錢可取之候、且又船渡之場所におゐて、往還之旅人滞り致迷惑之由令承知候、乗合之者之内急用在之罷通ル者も数多可有之、小勢たりといふとも、待せ不置、差当ル旅人先々に無滞可漕渡事、

附、川々渡船乗合大勢込乗せ候故、船危義共在之段、内々令承知候、如先条乗合之人數少ク可乗之事、

右之条々宿之間屋・年寄令承知、此紙面写留、問屋場ニ張置、堅可相守候、若於致違背ハ、後日ニ相聞と云とも可為曲事者也、

貞享二丑年十一月 高伊勢

如此奥書共ニ写之、尤文字之大小も此通ニ書写可申候、一宿ニ間屋ニケ所或三ケ所有之所、又ハ船年寄方へも銘々写取、入口方見た所ニ張置可申候、以上、

今度東海道品川宿・日坂宿・見付宿ニおゐて致悪事候者共、袋井宿ニて人馬令遅滞、不届ニ付而銘々行罪科候趣、宿々心得申触候、

一京都町飛脚宿伏見屋九兵衛下人伝右衛門と申者、主人九兵衛手前不届在之而追放ニあひ候上、東海道にか、まり罷在、去ル頃大坂より江戸へ罷下候三度飛脚之荷物、於品川宿ニ理不尽ニ切ほとき、不届之仕形ニ付而、右之伝右衛門令成敗、品川宿ニ此度獄門ニ懸ケ候、其節問屋・年寄其外役人無念之義在之付而、為過怠問屋・年寄・五人組之者共日数十五日獄門之番為仕晒候事、

一於日坂町先頃店なし伊兵衛と申者往還之者と令同宿、旅人所持之金子鉛金ニ取替、盜之候付而、伊兵衛令成敗、日坂町ニ此度獄門ニ掛ケ候事、

一当春 日光御門跡御上京之節、於袋井宿人馬令遅滞、御門跡御荷物途中ニ滞、不届之仕形付、袋井宿其日当番問屋五郎左衛門、定番月

(一行脱力)

事持茂右衛門・武兵衛十里四方令追放、当番之帳付ハ所を追払候事、

一於見付町伊勢参之者共、守を押し売仕候宿なし半之丞・平右衛門、清兵衛と申者共、理不尽之仕形ニ付、右三人令成敗、見付町ニ此度獄門ニ掛候事、

右之通御仕置申付候、上下之旅人軽キ者共迄、人馬於及遅滞相聞へ次第、其宿々之者共遂吟味、急度可申付候間、

昼夜致油断間敷候、両通之紙面承候段、一宿切ニ致手形、此箱之内へ入順々遣之、留方宿繼ニて可相返候、以上、  
貞享二年丑十一月高伊勢

品川方守口迄各宿ノ名を書

右宿々問屋年寄中

公儀御法度之書付ニ通、今度東海道へ相渡り候、宿々問屋共方ニ写置、御法度之趣念入可奉守也、

丑十二月四日 次郎右衛門

甚三郎

津 窪田 楠原

加太 長野 前田 大村

垣内 右宿々問屋中

右之御法度書ニ通共写留、触留方返し可申候、此書付之下ニ問屋共日付・名・印仕、右両通に相添返し可申也、

〔No.26〕高木伊勢守殿道中へ書付ニ添書

道中ニおめてくもすけ并宿なしものも跡々より御制禁之處、今以在之由相聞候間、宿々ニ右之者共不差置候様ニ可被  
申渡候、惣而子細なくして二夜共宿かし申間敷候、たとへ一夜泊りニ而候共、くもすけ宿なしの類うたかハしき者ニ宿  
かし不申様ニ可被申付候、尤くもすけハとらへ候而可被指出候、此趣従我等可申達旨御老中被仰渡候間如此ニ候、已上、

寅十二月廿七日 高木伊勢守

高木伊勢守殿方道中宿々へ被仰渡候書付写遣候間、可奉得其意候、胡乱成甲乙人之事、従前々堅如申付置候、一夜之  
宿ハ不及申、御領下ニ足ヲためさせ申間敷候、寺庵・辻堂などに無筋甲乙人一夜ニ而も差置候ハ、其庵主・堂守共  
ニ令追放へし、かくし置候ハ、其所之庄屋・年寄共可為曲事、



右之旨村之支配下切ニ念入可令触知者也、

貞享四卯年正月九日 次郎右衛門 印

甚三郎 印

大庄屋十人

町中へ

高木伊勢守殿に道中宿々へ被仰渡候書付写遣候間、可奉得其意候、従前々堅如申付置候、胡乱成甲乙人・遊女・野郎之類、一夜之宿ハ不及申、御領下ニ足をためさせ申間敷候、観音堂・薬師堂・其外寺社者拜殿已下ニ甲乙人差置候ハ、其住持可為越度之旨端々迄念入可申触也、

貞享四卯年正月九日 次郎右衛門 印

甚三郎 印

伊藤又五郎

加藤甚右衛門

町々老共

橋爪源左衛門

河村新兵衛

川北清右衛門

八幡町 河漕町 弁才町 川松社ノ近辺 鷹通町 榎木ノ下 馬場之袋町 余慶町

右之町々一入念入可申触也、

〔No.27〕乗物駕籠人足之定

史料紹介 「類聚法令 一」(東京大学法学部法制史資料室蔵) (日本近世史セミ)

公儀先年御定之写

条々

一今年洪水に付而米・大豆等高値たるのあいた、道中駄賃錢御定之外沓里拾文まし、人足賃は五文ましに当年より来年中取之事、

一往還之輩、次馬・次人足近年甚多に付候而宿々令困窮之間、縦国持大名たりといふとも家中ともに一日に次馬五十疋・次人足五十人に過へからず、此外人馬入においては其日之外跡先へ順々に可遣候事、

附、人馬共に伝馬次にて御定のことく可次之、若追とほす輩あらは、御せんさくの上、人馬不出之町の年寄曲事にをこなふへき事、

一乗物一丁に次人足六人、山のり物は四人にて御定之人足賃を取可相送候事、

一長櫃沓棹三十貫目を限へし、それよりおもき荷物ハ持はこふへからず、人足沓人五貫目の荷積にて、三十貫目八人足六人、それより軽キ荷物ハ貫目にしたかひ人数減少すへし、此外いつれの荷物も可准之事、

一乗かけの荷物五貫目までハ荷なしにのる駄賃錢同前たるへし、それよりおもき荷物は本駄賃錢可取之事、

右条々可相守之、若違背之族在之ハ、縦雖後日聞、糺咎之輕重或死罪・籠舎或可為過料者也、仍下知如件、

万治三年十月廿三日 奉行

一今度道中駄賃増錢之儀、いつれも只今迄取来候上ニ沓里ニ拾文増取申度候由、宿々被申候ニ付而、江戸へ其段申遣候処ニ、今日江戸より便ニ被仰遣候ハ、尤銘々取来候上ニ沓里十文増ニ今年より来年中取可申之由申来候間、いつれも大慶ニ被存、駄賃錢右之通取可被申候、坂・石地之まし錢之義も申遣候へとも、其段者相調不申候、又々江戸にていつれもへ申候、坂・石地まし錢被下候ハ、重而可被仰遣候、以上、

十二月十五日 下枝忠兵衛

落合三郎右衛門

右之通徒 公儀重而御触状廻り候之由、関地藏問屋写越候、此方領下ニても相守、此旨あとく取来候上〔者力〕者壹里に拾文ツ、之増錢来年中可取之者也、仍如件、

子極月廿日 三浦少介 印

米村安左衛門 印

長野村問屋

右之通先年 公儀方御書付出候へとも、猥ニ成長野村方峠へ之駕籠も二人ニ而相勤候事甚迷惑之旨訴之、依之津町問屋へも自今以後 公儀御書付之通、乗物人足六人・駕籠人足四人 公儀之御制法相守相勤候様ニと、又五郎・半左衛門ニ申付、御領下馬次之宿々へも申触畢、

此書付元禄辰年十月四日出ス、

〔No.28〕一人旅人并駕籠人足

△ 此儀ニ付町年寄〔伊藤〕又五郎・問屋〔千切屋進〕半左衛門伺書出候ニ付、一人旅人之儀大小宿へ預申候ニ及申間敷候、向後一人旅人參候者、

宿申付、亭主ハ不及申兩隣向隣之者共、夜中心を虚事無之様ニ可仕候、乗物駕籠人足之儀者先々之宿方務来候通、二人足出し可申候、但御家中其外等も爰許方初而出し候人足ハ、御定之通乗物六人・駕籠四人宛遣可申旨申付畢、  
千時  
元禄六酉四月廿五日也

奉行 七左衛門

猪之介

〔No.29〕高木伊勢守殿道中触并添書

一道中宿々従先規御法度之趣、無断絶可相守候、御朱印伝馬ハ勿論、往還之武家或ハ輕キ旅人迄も、荷物附送之儀、宿々

当番の間屋・年寄・肝煎共無懈怠其場所へ出合、不限昼夜人馬遅滞仕間敷事、

一道中筋火事繁キ時分ニ罷成候、前々も如相触、惣而例年九月迄翌三月迄、宿々ニおいて自身番一丁ニ一ヶ所ツ、無懈怠相勤、夜中一町切ニ別而夜番之者を度々相廻し、尤火消道具等無油断用意仕置可申候、昼夜ともに其役人を定置、不絶廻し、人通り繁所ハ早速相知ル事ニ候、人遠キ裏屋已下迄心を付、堅火之本用心可申付事、

一道中筋火事在之節ハ、多ハ灰屋置候所又ハかまと近所より致出火候間、灰屋置候所可成程ハ家遠キ所ニいたし、尤灰を入候節入念しめし入置可申候、火烧所の近所をも鹿抹ニ無之様ニ可仕候、勿論其所之名主・年寄切々致見分用心可申付事、

附、道中筋所々にて火事有之節ハいづれも手あやまちのよし申越候、然ハ常々火を鹿抹ニ仕故と相聞候、弥以急度相改、右之趣堅可相守事、

一最前も相触候通、宿なしくも助類弥以致吟味、行衛不知もの徘徊為致間敷候、若不審成者在之ハ、見分次第捕置、早々可申越候、致油断右之族差置、脇より頭候ハ、急度曲事ニ可申付候間、名主・年寄・問屋明細ニ吟味可仕候、宿はつれの茶や別而強ク可致僉儀事、

一川越有之所々にてハ、舟賃并川越人足賃相定ル員數之外多取段於相聞ハ、急度御仕置ニ可申付事、

附、対往還人ニ上下ともに慮外成駄又ハかさつを申、旅人をなやまし申間敷候、不依何事物每正路ニ仕、少も非分成義仕間敷事、

一旅人病人有之時分ハ、只今迄之通随分いたはり、鹿抹ニ仕間敷候、委細之義ハ、前々申遣候趣少も無相違相守可申事、一前方も申遣候通、捨馬ハ勿論惣而生類あわれミの義、先年被仰出趣、弥堅相守可申候、はこくミかね候牛馬ハ其所之御代官或ハ地頭へ早速可相達事、

一貞享二年丑十一月差達候廻状之写、問屋場ニ張付置<sup>(候)</sup>□、其趣可相守旨申達候、其写古ク罷成文字等見へ申間敷候間、改書直し、前々の通ニ張付置可申事、

右之条々堅可相守候、若致違背ニおゐてハ可為曲事、尤面々支配之内委細申触致吟味、証文取置可申候、不及申候へとも前々申触候趣、其度々相触証文等取置可申候間、与風証文取寄可申条、其節ニ至テ不吟味之族在之ハ、其所之役人共可為越度候間、可得其意、此廻状披見之旨、宿附之下ニ問屋一人宛名判いたし、順々ニ遣之、留り之宿右宿次を以可相返候、已上、

元禄四年未十月十四日 高伊勢守 印

従品川守口迄

問屋

年寄中

覚

高木伊勢守殿右道中宿々へ被仰渡候書付写遣候間、奉得其意端々迄堅可相守候、

一所々之山林堂宮ニ無行衛甲乙人住居仕候ハ、早速追払可申候、其在所之者共ニ而払申事成不申候ハ、大庄屋へ相断、隣郷右加勢を出し、少も無油断御領下ニ足をためさせ申間敷候事、

一前々右堅如申付置候、遊女野郎之類はくちこき、総而胡乱成者ニ一夜之宿も堅かし申間敷事、

一観音堂・薬師堂・其外寺社之堂宮之拝殿ニ甲乙人入置候ハ、其住持可為越度之旨、端々迄念入可申触也、

未十一月四日 佐次右衛門 猪之介

理兵衛 甚三郎

町年寄大庄屋連名

〔No.30〕高木伊勢守殿道中触并添書

覚

一道中筋火事繁時分ニ罷成候、尤所々々出火之注進在之候間、前々申触候ヶ条之趣、無相違相守、火之元致用心、宿々定之通、九月〇翌年三月迄ハ一町ニ一ヶ所宛自身番相務、役人を極昼夜無油断相廻シ、宿之内ニあやしき者不差置、敵敷吟味可仕候、勿論火消道具等致用意、町々ニ水溜桶を居、手桶をも家毎に差置、出火之節者早速走集候様ニ堅申付、油断仕間敷事、

一宿々ニ而火焼所并灰屋等念を入、問屋年寄切々相廻り致見分、自身番之者其町切ニ、昼夜無懈怠火之元相触可申候、疎に仕出火於有之者、火本者不及申ニ其所当番之者共可為越度候間、可得其意候、右之外年々相触候趣遺失仕間敷事、一宿なし雲介類弥以吟味仕、不審成もの一切徘徊為致間敷候、若見合候者、とらへ置、宿次を以可致注進事、

一道中筋宿により、往還人に対し殊之外存外成躰を仕、作法悪敷、当番之問屋場に役人不罷在、疎略成所在之段、其宿をも聞届置候間、向後急度相改、其役義を第一ニ仕候様ニ相慎可申候、此上ニも無沙汰之儀於在之ハ可為曲事事、

附、於川々船賃或ハ川越賃之儀、物参又ハかろき旅人等者別而ねたり、定之外多取之族有之由相聞へ不届至極ニ候、たとひ何様之旅人たりと云共、定所之賃錢取之、少ニても多於取之ハ、急度御仕置ニ可申付事、

一旅人病人有之節者唯今迄之通弥相守、先条之趣ニ相心得相違仕間敷候、惣而不依何事ニ物每正路に仕、毛頭非法無之様ニ相慎可申事、

附、生類あわれミの義、前々相触候通相守、不仁成義仕間敷事、

右之条々度々相触候といへとも猶又如此候、尤此趣宿中之者末々かろき者共迄悉読せ、承届候との手形取置可申候、末々かろき者共へ者不申聞、無益之判形為仕差置候段相聞へ、疎略之仕形有之ハ、其所之役人可為越度候間、可得其意候、此廻状披見之上、宿附之下々問屋一人宛致名判、順々相廻し、留り〇宿次を以可相返者也、

元禄六年酉十月十五日 高伊勢御印

品川〇守口迄宿々問屋中年寄

覚

高木伊勢守殿方道中宿々へ被仰渡候書付写遣候間、奉得其意、端々迄堅可相守候事、

一火用心別而念入可申候、尤前々方堅如申付置候、遊女野郎之類ばくちうち、惣而胡乱成者二一夜之宿も堅かし申間敷候事、

右之通町中末々迄念入可令触知也、

元禄六酉年十月廿八日 七左衛門

猪之介

伊藤又五郎 同源五郎

加藤甚左衛門 岡宗大夫

別符八右衛門 問屋半左衛門

橋爪源左衛門 川北清右衛門

△右添書少違有之候へ共、同趣意之添書して郷中へ一通大庄屋十一人名宛、往還筋之村々ハ別而念入候様ニ申付ル

〔No.31〕高木伊勢守殿道中触并添書

覚

一道中筋火事繁キ時節ニ候、尤所々方出火之注進在之候間、火之本致用心、宿々ニ而定之通、九月方翌年三月迄一町ニ

一ケ所宛自身番相務、役人を極昼夜無油断相廻シ、宿之内にあやしきもの不差置、嚴敷吟味可仕候、勿論火消道具等致用意、町々ニ水溜桶をすへ、手桶をも家毎ニ差置、出火之節者早速走集消候様ニ堅申付、油断仕間敷候事、

一宿々にて火烧所并灰屋等念ヲ入、問屋年寄切々相廻リ致見分、自身番之者其町切ニ昼夜無懈怠火ノ本相触可申候、疎略ニ仕出火於有之ハ、火本ハ不及申其所当番之者其可為越度候間、可得其意候、右之外年々相触候趣遺失仕間敷事、

一宿なし雲介類惣而あやしき者無油断相改、一切徘徊不仕様ニ吟味可仕候、若見合候者、とらへ置、早々可致注進候、宿により右之族不吟味之所有之様ニ風聞在之候、若悪事出来候者、常々不吟味に仕故ニ候間、急度御仕置ニ可申付候事、

一宿々にて人馬繼立候義并舟川其外無滞様ニ仕、がさつ無之物每正路ニ仕、尤問屋場ニ役人急度相詰、少も疎略仕間敷事、附、所々渡場にて船賃并川越賃定之外多ク取様ニ風聞有之候、向後急度相守、定之通賃錢可取之、追而遂僉議、不届之輩有之は御仕置ニ可申付事、

一捨馬御法度・生類あわれみ并旅人病人等之義、毎年相触候通龜抹不仕、憐慰之心怠りなく、真実にあわれみ、末々之者迄慈悲之心おのれとおこり、無道に無之様ニ心を付可申聞事、

附り、用ニ不立牛馬於在之者、其支配へ早速訴可申事、  
右之条々年々相触候といへとも、相改又申遣候間、宿々ニ而末々之者迄此廻状よミきかせ、致得心、毛頭違背無之相守様ニ明細ニ可申渡候、尤此紙面を宿々に写置、宿附之下ニ当番之問屋壱人宛致名判、順々遣之、留り宿方宿次を以可相返者也、

戌十月廿三日 高伊勢御印

品川方佐夜路守口迄宿附有り

右宿々 問屋  
年寄中

右之通今度高木伊勢守殿より道中宿々へ被 仰渡候書付之写遣候間、奉得其意、端々迄堅可相守候、先年方ケ様之御触度々有之、添書ニ而申付候通、問屋場之外寺社方堂宮迄も甲乙人等徘徊無之様ニ念入可申付也、

元禄七戊辰年十一月六日 四判

町年寄共

大庄や共



〔No.32〕一神尾備前守殿道中触

〔躰カ〕

△火用心△悪党共宿なし雲介△対旅人存外成□をいたし、作法悪敷、其上人馬遲滞有之、輕キ旅人等致難涉候由、尤駄賃・舟川賃錢定ち多不可取旨、此三ヶ条品川ち守口迄宿附にて相廻ル、文言大旨戊年ニ大同少異也、ヶ条ノ目計畫之添書して町年寄共大庄や共へ申付ル、添書戊年と同断也

〔No.33〕參宮海道盜賊御吟味 石野八兵衛殿ち被仰渡候趣

〔範恭〕

覚

一今度 公儀盜賊御支配御役人石野八兵衛殿ち於江戸被 仰渡候ハ、道中筋又ハ勢州參宮道ニ而徒者多徘徊、往来〔惱カ〕申ニ付、御領下ハ參宮道ニ而在之故、徒者往来可申候間、盜賊之仕方見届候ハ、御国役人中并其所之庄や共へ被仰付候様ニと被仰聞候、徒者御領下へ入込候ハ、早速追払可申候、若往来之者剥取并町在之ニ而押込追剥、慥成盜仕候ハ、召捕可申候、刀脇差扨指手向仕候ハ、棒ニ而打臥せ搦捕可申候、縦打殺候而も不苦候、徒者馬ニ乘鎧を為持候共、盜賊之仕形慥ニいたし候者見付候ハ、捕へ早速繩ヲかけ搦差置、其上ニ而此方へ可相訴之旨被仰渡候、

七月 日 元禄十也

町中へ之添書

覚

一石野八兵衛殿ち被 仰渡候御覚書之通、可得其意候、津町中末々迄徒者立入せ申間敷候、見分ヶかたき者来候者、町郷中共ニ追払可申候、徒者一宿ニ而も隠居、後日ニ相知レ候ハ、急度曲事ニ可被仰付候、慥ニ盜人と相知レ手ニ餘り候ハ、打殺候而も不苦候間、打臥搦捕可申候、弥町年寄・町之名主共無油断念入可申候、

一御領下寺社之内徒者入込候ハ、近所ち出合、押留置、此方へ相訴可申候、其所ニ而打臥からめ候儀ハ、此方ち差

図可申候、

一 町々辻番之者弥念入夜中切々打廻り、昼之内も見届ケかたき者相見候ハ、足溜不致候様ニ嚴敷追払可申候、若手ニ餘り候ハ、役所へ可相訴候、  
右之通町々末々迄急度可申付候也、

七月九日

郷中へ之添書

一 石野八兵衛殿を被仰渡候御覚書之通、可奉得其意候、

一 御領下国中山中へ徒者立入せ申間敷候、難見分者来候ハ、町郷中共ニ追払可申候、徒者一宿ニ而も隠居、後日ニ相知候ハ、急度曲事ニ可被仰付候、大庄屋・小庄屋・年寄共無油断念入可申候、

一 御領下所々入組多候へハ、徒者盜賊之仕形慥ニ見届、召捕候節、他領之者此方へ逃込候共、又ハ此方之者他領へ逃込候共、入組之村々ハ大庄屋・小庄や・百姓も示合置、相互ニ手ぬけ無之様ニ令加勢、召捕候様ニ可申談候、

一 御領下寺社之内へ徒者入込候ハ、近所を出合、押留置、此方へ相訴可申候、其所ニ而打臥からめ候儀ハ、此方より差図可申候、

一 御領分境入組之村々之儀ハ、御領他領庄屋百姓申合、随分所々ニ差置不申候様ニ嚴敷申付追払可申候、

一 村々ニ番人を兩人宛棒をつき、昼夜打廻り、村之口々を見届かたき者立入せ申間敷候、若うさん成者ニ候ハ、庄屋へ早々訴来候様ニ可申付候、入組之村々ニ而他領も番人出候ハ、諸事可申合候、若徒者数人入込、嗷々之仕形、村ニ而手ニ余り候ハ、防置、早々役所へ可相訴候、

右之条々面々組下限ニ念入急度可申付也、

巳七月九日 兩人

大庄屋十一人

## 解題

### はじめに

近年、藩をめぐる研究が活況を呈している。岡山藩をはじめ尾張藩、松代藩など諸藩の共同研究が各地で進められ、その成果が続々と発表されている。<sup>(1)</sup> 本稿で扱う安濃津藩についても史料集・研究書の公刊が見られるが、<sup>(2)</sup> 研究はようやく端緒についたばかりで、他藩に比べて立ち遅れているのが現状である。その理由のひとつは、藩政史料が不足していることにある。たとえば戦前に編纂された『津市史』は、藩の支配機構・職制について類書に比べても詳細な解説が施されており、現在でも利用価値が高い。<sup>(3)</sup> 安濃津藩の藩政史研究進展のためにも、本来であれば『津市史』掲載史料を実見・精査すべきであるが、「原拠資料が戦災によって消失していたりして、手に入らなかったために、疑問とされる記事、矛盾した事件、あやしい文字、文章、前後した年代、符号しない数字等が出てきても、それを原拠資料と照合して正すことができなかった」<sup>(4)</sup> とあるように、その多くが戦災で焼失してしまったために、『津市史』が依拠したものだけ追検証は叶わないものが多い。したがって、安濃津藩における藩政解明のためには、『津市史』が依拠したものだけではなく新たな史料発掘が鍵となってくる。

東京大学法学部法制史資料室には「類聚法令」と表題のある記録史料を架蔵しており、その内容は、安濃津藩当局から町方・郷村・寺社宛に出された触書の写から構成されている。<sup>(5)</sup>

本史料はこれまで研究文献等で紹介されたことはなく、また、『宗国史』<sup>(6)</sup> 『永保記事略』<sup>(7)</sup> 『庁事類編』<sup>(8)</sup> など、いわゆる安濃津藩の三大史書にも見られない重要な事案をいくつも含んでいることから、今後安濃津藩の藩政史を考察する

上で基幹的な史料になるものと思われる。そこで本解題では、この「類聚法令」について、その書誌情報を明らかにすることで今後の安濃津藩の藩政史研究進展に供したい。なお紙面の都合から今回の史料翻刻は全六巻中一巻のみの紹介に留め、二巻目以降は『人文学報』誌上において順次翻刻を行うこととする。

## 一、「類聚法令」の書誌情報

まずは「類聚法令」の概要を述べておきたい。「類聚法令」は19cm×14.1cmの袋綴をした縦帳の形態である。各冊の一丁目表に目次が置かれ、主題ごとに触書の分類・整理が行われている。また、収録された触書のすべてに年次比定が施されており、極力読む者に配慮した形となっている。こうした体裁を見る限り、「類聚法令」は後世法令を作成する際の手引きとなるよう、藩の公的な書類として編纂されたものである。また、筆跡・書癖・誤写（たとえば「相違」を「相遣」とするなど）からみると、「類聚法令」の本文は一貫して同じ人物が筆写している。

続いて「類聚法令」の史料的特徴を把握すべく、全六巻収録の触書を一覧表にした。「表1」は一〇年を一区切りとして、「類聚法令」収録の触書の発布年次をまとめたものである。触書は全357件で、このうち、最も年代の古いものは天和二年（一六八二）、新しいものは寛延三年（一七五〇）のものが収録されている。

触書の年代分布に見られる特徴は、元禄十四年（一七〇一）から宝永七年（一七一〇）の期間、具体的には元禄十一年（一六九八）を最後に享保四年（一七一九）までの触書が一件も収録されていないことである。『永保記事略』を確認すれば、元禄十一年から享保四年までのおよそ二十年の間も触書は途絶えることはなく、布達され続けていたこと

表1.「類聚法令」(全六巻)収録史料の年代分布

和暦(西暦)	個数
天和元(1681)～元禄3(1690)	83
元禄4(1691)～元禄13(1700)	64
元禄14(1701)～宝永7(1710)	0
宝永8(1711)～享保5(1720)	24
享保6(1721)～享保15(1730)	58
享保16(1731)～元文5(1740)	72
寛保元(1741)～寛延3(1750)	56
合計	357

が知られる。したがって、当該期間のものが欠けていることは、「類聚法令」の成立に関わって何らかの意味があるとの予測がつく。右の特徴に留意した上で、以下「類聚法令」が誰に・いつ編纂されたものかを検討したい。

「類聚法令」は第一巻冒頭の序文にその来歴が掲載されているので、まずは以下に引用することにした。なお、本史料について本文はくずし字であるが、序文は楷書体で書かれている。

〔史料一〕

先哲稲葉翁ハ延享二丑年十月廿二日加判奉行時之長田三同役 郎兵衛ニ任シ、十餘年之勤勢ヲ歴テ、宝曆六子二月廿三日隱居ナリ、在職中筆記亦多シ、余嘗テ旧記ヲ閱スルニ国初奉行所ヲ置シモ、宝永元申四月変シ、其後享保四亥三月今ノ加判奉行所ヲ置故ニ、享保以後記録全シトイヘ共其以前□殘缺歟スヘシ、天和・元禄之際吉武氏後記可拠ト雖モ是亦前後殘缺中之一書編年ツゞキカタシ、此類聚之一書吉武記後享保以前之遺漏ヲ補フ実ニ可珍筆記也、後世之取扱ニ其初ヲ知ラサル事、是書ニヨリ益ヲウル事、少ナカラス、然レ共旧ニノミ泥シテ時世是変革不知トキハ膠柱之譏亦難免宜取捨也、

内容を要約すると、「類聚法令」は、延享二年から宝暦六年まで（一七四五～一七五六）加判奉行職にあった「稲葉翁」が在職中に筆写したものを底本とすること①、津の藩庁文書について、宝永元年（一七〇四）における藩の職制改変でそれ以前の記録類は散逸してしまったが、享保四年（一七一九）以降の記録類は完備していること②、したがって「類聚法令」は、享保以前の欠を補う貴重史料であることを編著者③は記す。

以下に①～③内容の信憑性について検討する。まず①の「稲葉翁」について、「御代々津御奉行歴代記」<sup>9)</sup>を参照すると「稲葉伝兵衛」が該当し、その期間加判奉行職にあることが確認出来る。なお、割注の「永田三郎兵衛」についても稲葉と同時期に加判奉行職にあった。<sup>10)</sup>この加判奉行とは、安濃津藩内で行われていた重臣会議に列して判を加え

ること由来し、その主たる役割は町政全般の統括である<sup>11)</sup>。安濃津藩の場合、他藩で見られるような町奉行は設置されず、町方への主要な法令や通達は加判奉行から直接出されることになっていった。したがって、加判奉行の人間が、そうした法令や通達の写しを、手控えとして作成していても不思議ではない。また、「表1」に見られるように「類聚法令」収録の触書は、寛延三年のものが最も新しく、これは稲葉が加判奉行職にあった期間に収まる。以上から「類聚法令」収録の触書は、確かに稲葉伝兵衛の筆写を底本とする。

②について『永保記事略』を確認すると、宝永二年（一七〇五）四月朔日条に「加判奉行役名加判用人と被 仰付之（略）同日寺社町奉行被 仰付之」とある<sup>12)</sup>。『津市史』によれば、第四代藤堂高陸は藩主就任に伴い職制の統廃合を実施した。具体的には従来の「加判奉行」を廃止し、新たに「加判用人」と「寺社町奉行」を設置するもので、この内「寺社町奉行」が町政事務を担ったとされる<sup>14)</sup>。しかし高陸死後の享保四年（一七一九）三月廿八日、「加判用人」と「寺社町奉行」が一職となり、再び「加判奉行」を設置するに至った<sup>15)</sup>。以上のように、安濃津藩は職制改編に伴い宝永二年から享保四年の間、「加判奉行」を廃止した。この「加判奉行」の一時廃止と、当該期間の触書が「類聚法令」に見られないことには密接の関係がある。すなわち、寺社町奉行作成の行政文書が、その後継であるところの加判奉行のものには集積されず、結果、稲葉の筆写から漏れて「類聚法令」に二十年に及ぶ空白期間が生じたのである。ただ、寺社町奉行が作成した文書群は別の部局へと移管されたのか、それとも廃棄したのかについては、管見の限りでは不明である。

③について確認するため、序文を記した「類聚法令」の編著者および編纂年代について検討する。まず、「類聚法令」が、法令作成の際に先例を参照出来るよう編纂したものであることは先に述べた。さらに、「類聚法令」の各冊の「一丁目表」には、「加判奉行附」の蔵書印があることから、「類聚法令」は完成の後、加判奉行の執務部局に保管されていたことが分かる<sup>16)</sup>。したがって、具体的な人物名は特定できないものの、加判奉行職の人間が、法令作成の手引きとして「類聚法令」を編纂したことは間違いない。

次に、「類聚法令」の編纂時期について、「類聚法令一」の一丁目裏にみられる、米穀取引に関する記載が手掛かりとなるので以下に引用しよう。なお、当該箇所は序文と同じく楷書体で書かれている。

〔史料二〕

(貼紙)

「伊州商米宿駅問屋可改ハ寛文之原法アリ、其後亦令ス、此元禄ニ一時法ヲ弛ムトイヘトモ不日鑑札之令ヲ出ス、為替米トハ則商米也、是後鑑札モ止ミ、長野口・垣内口皆問屋ツギニ復ス、唯加太口問屋外ニ米穀継所渡世ノ者マ、アリテ、其弊ヲ生ス、駅路持ノ者問屋可相糺ハ文化ノ嚴令アリ」

内容は、米穀取引に関する法令内容の変遷を概括している。安濃津藩では当初、米穀取引に際して鑑札による許可制を採用し、領民による自由販売を認めていたが、その後鑑札制を廃止し、長野口・垣内口(津市白山町)においては、宿駅問屋が一括して集荷・販売業務を請負う体制に移行したこと、その一方、加太口では、問屋を介さず、私的に営業を行う者が出没し、米穀の市場流通に弊害が生じているため、宿駅問屋はこれを規制するよう安濃津藩から、文化年間に、厳格な指示があつたことが綴られている。

注目したいのは、「文化ノ嚴令」とあることで、具体的には文化三年(一八〇六)二月十八日の制令をさす。<sup>(17)</sup>当然のことながら、文化年間の触書を、稲葉伝兵衛が見聞することは出来ないため、この箇所は「類聚法令」の編纂にあつて新しく追加されたものと判断される。<sup>(18)</sup>したがって、当該記事を含む「類聚法令」の最終的な成稿は文化三年以降となるろう。

以上序文①～③の検討から、まず「類聚法令」は、加判奉行・稲葉伝兵衛が、寛延三年以降宝暦六年までの間に筆写した触書を底本とすること、さらに、この稲葉伝兵衛の筆写をもとに、後代の加判奉行職の人間が、文化三年以降

「類聚法令」を編纂したことを明らかにした。

## 二、「類聚法令一」の解説

「表2」は、「類聚法令一」収録の史料一覧である。天和二年（一六八二）から元禄十一年（一六九八）までの触書三十三点から構成されているが、おおむね加判奉行から町年寄・大庄屋に宛てて発令されている。町年寄は三名（一時四名）・大庄屋は十名（後十一名）

	法令名	和暦（西暦）
1	天下第一号制禁之事	天和2（1682）
2	天和三亥年 公儀御制法	天和3（1683）
3	馬之筋延申候事停止之事	貞享2（1685）
4	三尺坊 公儀書付町・郷中江申渡	貞享2（1685）
5	公儀牛馬之事御書付町・郷中江申渡	貞享4（1687）
6	田畑永代売質地 公儀之書付	貞享4（1687）
7	捨子人類憐	貞享4（1687）
8	宗旨疑敷者制禁	貞享4（1687）
9	江戸町与力衆へ被 仰渡候書付之覚	元禄2（1689）
10	鹿猪狼損人馬犬田畑時之御制法	元禄2（1689）
11	杉檜制法 大御目付衆より渡り候書付之控	元禄2（1689）
12	鉄炮改	元禄2（1689）
13	捨子之御制法	元禄3（1690）
14	法華之内悲田宗御制禁	元禄4（1691）
15	大坂者猥二召抱候事制禁	元禄4（1691）
16	生類御憐之御書付並添書	元禄6（1693）
17	二朱判並生類憐之儀被 仰出	元禄10（1697）
18	金銀吹直御書付	元禄8（1695）
19	新金銀引替之儀二付御書付	元禄10（1697）
20	金銀吹直之儀二付御書付	元禄9（1696）
21	金銀引替之儀申付書付	元禄9（1696）
22	新金銀引替相延候御書付	元禄10（1697）
23	新金銀引替日切之書付	元禄11（1698）
24	造酒運上之儀御書付	元禄10（1697）
25	東海道筋 公儀之書付	貞享2（1685）
26	高木伊勢守殿道中へ書付二添書	貞享4（1687）
27	乗物駕籠人足之定	元禄元（1688）
28	一人旅人並駕籠人足	元禄6（1693）
29	高木伊勢守道中触並添書	元禄4（1691）
30	高木伊勢守道中触並添書	元禄6（1693）
31	高木伊勢守道中触並添書	元禄7（1694）
32	神尾備前守殿道中触	元禄7（1694）
33	参宮・東海道盜賊御吟味 石野八兵衛殿より被仰渡候趣	元禄10（1697）

で構成されるが、これらの者は触れを受取ると、各自が担当する町・村にその写しを廻覧させることで、領国全域へと通達した（安濃津藩の町・郷村支配機構図を参照）。なお、「類聚法令一」収録の触れは大半が幕府令となるが、これについては、安濃津藩が受け取ったままを領内に触れ流すのではなく、場合によっては地域の実情に見合うよう、安濃津藩独自の内容を持つものに改編されたようである。以下に、その内容を簡単にたどってみたい。



No.1は天和二年（一六八二）に発令された、「天下一号」に関する全国令である。幕府は、世間で氾濫する「天下一」呼称について、社会秩序を乱すという理由で使用を禁止した。そこには將軍家以外には「天下一」の呼称に匹敵する存在を認めないとする、幕府権力の強力な意思が標榜されている。<sup>224</sup>

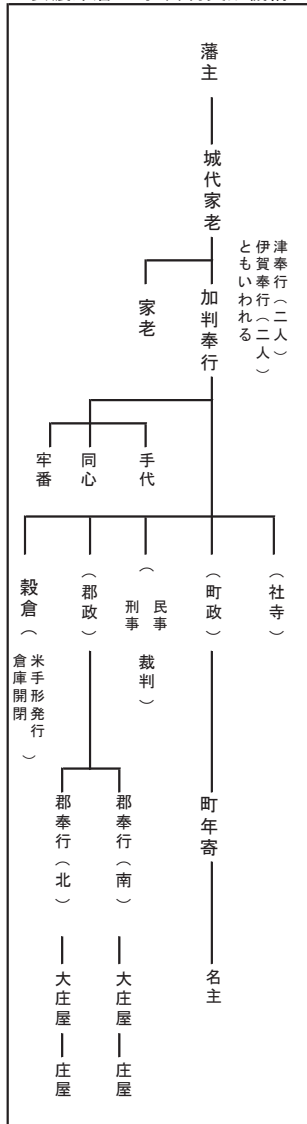
差出人の「玉置甚三郎」は、加判奉行として、特に郷中十七カ条・町方二十一ヶ条の起草と普及にあたり、安濃津藩政の確立に大きく貢献した人物である。<sup>225</sup> なお、本法令が発布された天和二年当時は、甚三郎は加判奉行就任以前で、城和奉行職を勤めている。したがって、本史料は大和・山城に所在する安濃津藩の支配領に布達された写しである。<sup>224</sup>

No.2は天和三年（一六八三）発令の全国令で、主として祭礼・法事における過剰な奢侈を禁止する。特に第二条は、町人の帯刀禁止を明記しており、従来から注目されてきた法令である。<sup>225</sup> なお、茶坊主・御扶持人大工の帯刀を規制する追加法は、『御触書寛保集成』には収録されていない。注記によれば、山田奉行桑山貞頼<sup>227</sup>の筆写を典拠とすることから、この追加法は伊勢神宮領と、その近隣を対象とする法令であろう。<sup>226</sup>

No.3（馬の筋延禁止）・No.5（捨て牛馬禁止）・No.7（捨子禁止）・No.10（鉄炮使用規制）・No.12（鉄炮改）・No.13（捨子禁止）・No.16（鉄炮使用規制）・No.17（自分仕置令）は、徳川綱吉政権下で実施された、生類あわれみ政策に関わる触書で、全国に伝達された。なお、No.3は馬の筋延禁止令の伝達過程「將軍綱吉の口上↓月番老中戸田山城守↓江戸留守居↓国許」が詳細に分かる貴重な史料である。<sup>228</sup>

No.4は貞享二年（一八六五）に発令された、三尺坊の村送りを規制する幕府令である。「三尺坊」とは、秋葉山（静岡県浜松市天竜区春野町領家）に棲息するとされる鳥天狗のことで、地上三尺（九〇cm）を飛行したという伝説にその名は由来する。この三尺坊をかたどった御神体を神輿にかついで、鐘・太鼓を鳴らしながら近郷を練り歩き、神輿を村から村へと次々に送る祭祀慣行を「村送り」と称した。貞享二年四月、遠江国南周智郡山梨村（静岡県袋井市）で突如発生した村送りの集団が、各地で熱狂的な支持を得て、三尺坊信仰は、わずかの期間で広範囲に伝播した。本史料で見るとおり、同年十一月には、村送りは幕府により禁圧されるものの、最終的に東は駿河国藤枝（静岡県藤枝

安濃津藩の町・鄉村支配機構



『津市史』第一巻、498頁記載図を元に作成

市)・西は伊勢国坂下(三重県亀山市)にまで到達した。<sup>30)</sup> なお、本法令は管見の限り江戸以東で発令された形跡はなく、村送りの通った、東海道沿線の宿場を対象としている。

No.6は貞享四年(一六八七)に発令された、いわゆる「頼納」の禁止を指示する全国令である。「頼納」とは、江戸時代の質取り・質入れの一形式で、質入れ人は高額の質金を得る代わりに、年貢・諸役の一切を負担した。検地帳登録者と、実際の土地所有者の間に齟齬が生じるのを防ぐため、幕府は永代売買と並んで頼納を禁止するに至った。<sup>31)</sup>

No.8は貞享四年(一六八七)、徳川綱吉政権下で発令された、キリシタン宗門改を指示する全国令である。幕藩権力にとって、島原天草一揆が終焉した後、五十年を経過しても、キリシタンに対する脅威が恒常的に存在した。<sup>32)</sup>

No.9は元禄二年(一六八九)における江戸町触の写しで、「新免三郎右衛門」・「伊東清左衛門」(江戸留守居)から、安濃津領内に伝達された。内容は、屋外における煮売の禁止(一条)・町人の衣服規制(二・三条)・牢人取締(四条)を規定する。編者注記によれば、同年閏正月二十八日に発令されたものと比定している。

No.11は元禄二年(一六八九)に大目付から布告された全国令である。内容は儉約令の一種で、特に杉・檜の使用は極力控えるよう規定しており、その対象は、献上物の台・献上箱・籠・樽・塗重箱・音物・箱肴・塗膳・旅状の箱・

高札板・乗物の棒と、特に贈答儀礼に関わる木具を中心とする。なお、『御触書寛保集成』にも同法令が掲載されているが、No.11の方には各条目に但し書が付され、より丁寧な説明が施されている。文末の記述によれば、これは大目付から極秘に伺った法令の補則であるという（ゆえに、領内へは口頭で触れるよう指示が付いている）。大藩である安濃津藩は諸大名や幕閣との交際も多く、本法令により、献上品の贈答に支障が生じることが予想されるため（第五條但し書）、大目付に対し逐条的に説明を求めたのであろう。

No.14は元禄四年（一六九二）に発令された、日蓮宗不受不施派悲田宗の弾圧に関わる史料である。不受不施派とは、信者でない者からは寄進を受けないし、施しもしないことを教義とする。そのために、朱印状を受取つて幕府の管理下に収まることを拒絶し、結果、寛文九年（一六六九）に全面禁止とされた。教団側は「悲田宗」（幕府がその宗旨を理解し、尊敬した上で土地を与えられた宗派）と称して非合法に信仰を続けていたが、本史料にみるとおり元禄四年になると、悲田宗も禁圧されるにいたった。史料中の小湊誕生寺（千葉県鴨川市）・碑文谷法華寺（東京都目黒区碑文谷）・谷中感応寺（東京都雑司が谷）は不受不施派の中核であったが、同年受布施派への転向を余儀なくされている。

本法令は大目付高木守勝・藤堂良直から安濃津藩江戸留守居・多羅尾治部左右衛門を経て国許に伝達され、領内日蓮宗寺院の宗門改めが実施された。本文末尾にはこの時仏眼寺（三重県津市岩田）から加判奉行に提出された、不受不施派でないことの証文の写しが添付されている。以上のように、本史料から、法令の伝達過程を含めて安濃津藩の宗門改の詳細がうかがえる。

No.15は元禄四年（一六九五）に領内に発令された、年季奉公人の雇用に関する法令である。同年六月十九日付で、大坂留守居・七里勘十郎から安濃津藩城代家老・藤堂仁右衛門に宛てた書状によると、大坂町では以前から、大坂に居住する者を年季奉公人として雇用し、国許へ連れ帰ることを禁止事項としており、このことは前任の安濃津藩大坂留守居・山内文右衛門の時に既に布達済みであるという。しかし、それから年月が経ち、規律もゆるんで右法令

が遵守されていない状況にある。ついでには、大坂留守居の面々も代替わりしたので、これを機に国許で周知徹底してもらおうよう要請をしている。大坂町触をひもどくと、正保元年（一六四五）七月二十二日・慶安元年（一六四八）六月五日付で本史料に該当する法令が確認出来る。<sup>35</sup>

No.17（前半）～23は、元禄八年から元禄十一年（一六九五～一六九八）にかけて発令された、新貨鑄造に関わる触書である。元禄八年、萩原重秀の建議により慶長金銀より品位の劣る元禄金銀（元字金銀ともいう）が鑄造され、各地で古金銀の回収作業が必要となった。「類聚法令一」に収録された史料七点は、安濃津藩における、一連の処理過程がうかがえて興味深い。それによると、元禄九年十二月、江戸両替屋・蔵田七郎右衛門が、安濃津藩領内における新古金銀の引換業務の代行を願い出でて承され、蔵田は手代の彦兵衛・吉兵衛の二名を津城下に派遣した（No.21）。その後元禄十一年八月、業務を終えた両名手代について、江戸に帰国させたい旨を蔵田が願っていることから（No.23）、新古金銀の引換完了までに三年もの歳月を費やしたことになる。<sup>36</sup>

No.24は酒造制限に関わる一連の史料である。その内容は元禄十年（一六九七）、綱吉政権下で発令された、酒造制限に関わる全国令で、幕府は従来から酒造制限を実施してはいたが、元禄期に至って、より一層の制限強化が行われた。<sup>37</sup>これにともなって、安濃津藩は津城下の造酒屋に、酒改め役人三名を派遣し、違反の有無を調査させた。以下、酒改め役人から造酒屋に指示された調査項目・造酒屋の米・酒の備蓄量及び価格について・造酒屋の何に対する酒改め役人からの返答・酒改め役人が提出する誓詞について、安濃津藩があらかじめ書くべき内容を指定したものの、以上四点が、それぞれ列挙されている。<sup>38</sup>

No.25～33は貞享二年から元禄十年（一六八五～一六九七）にかけて、大目付から発令された道中条目である。<sup>39</sup>このうちNo.25～27・No.29～32は、品川宿<sup>40</sup>から水口宿<sup>41</sup>までの東海道沿線の宿場を対象としている。なお、安濃津藩領は東海道と直接には接していない。にもかかわらず、安濃津藩にも道中条目が通達された理由は、領内を伊勢参宮街道が縦断していたことに起因しよう。江戸時代、伊勢神宮（三重県伊勢市）を目指す経路はいくつかあったが、最も賑

わいを見せたのが、日永追分（三重県四日市市追分）から安濃津藩領を經由して伊勢神宮へと至る本線である<sup>10)</sup>。この街道を通って、領内には参宮人に留まらず、史料上「徒者」と呼ばれる風紀良からぬ輩も相当数入り込んでいた。「徒者」は武装したうえで、窃盗・押込・追剥など凶悪な犯罪行為を各地で繰り返しており、当地の治安は極めて不穏な情勢にあった（No.28・33）。幕府側はこうした事態を重く見て、安濃津藩にも道中条目を通達し、領内宿場・街道の治安維持に務めさせたのである。

## おわりに

以上、本稿は「類聚法令」についてその書誌情報を検討し、その上で巻一収録の触書について簡単な解説を付した。基礎的作業としてはなお不十分な点もあると思われるが、それらについては「類聚法令」が今後の研究において利用されるなかで、具体的に明らかになることを期待したい。

- (1) 近年の藩研究をめぐる動向については「特集『藩』からみた日本近世」（『歴史評論』六七六号、二〇〇六年）を参照されたい。
- (2) 深谷克己『津藩』（吉川弘文館、二〇〇一年）・久保文武『藤堂高虎文書の研究』（清文堂出版、二〇〇五年）・藤田達生『江戸時代の設計者』（講談社現代新書、二〇〇六年）・三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究（論考編）』（清文堂、二〇〇九年）など。
- (3) 太田光俊氏は現段階における安濃津藩政研究を概括した上で、従来の研究は『津市史』自体の史料批判が看過されていることを指摘し、再検討を試みている（『近世後期における藤堂藩の修史事業——高山公実録』の成立時期をめぐって）『三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究（論考編）』清文堂、二〇〇九年）。
- (4) 『津市史』第一巻（一九五九年）、七頁。
- (5) 架蔵番号「甲一2—1500」。読みは『国書総目録』にしたがって、「るいじゅほうれい」とする。全六冊。各冊の冒頭には「類聚法令＋漢数字」の形式で通し番号が付されているが、それを見ると「一」・「二」・「六上」／「六下」・「七上」／「七中」／「七下」・「八」

- 上／八中・「九上／九下」と大部の落丁が確認される。
- (6) 『宗国史』上下(上野市古文献刊行会、一九七八年)。藤堂高文が編纂した安濃津藩史で寛延四年(一七五二)一月自序。なお、より詳細な書誌情報については、谷井俊仁(谷井陽子補訂)『宗国史』の歴史叙述(三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究(論考編)』清文堂、二〇〇九年)を参照されたい。
- (7) 『永保記事略―藤堂藩城代家老日誌』(上野市古文献刊行会編、一九七四年)。伊賀上野城代藤堂采女家が寛永十七年(一六四一)からおよそ一〇〇年間の藩政を編年体で記録したもの、化政期に編纂。
- (8) 『序事類編―藤堂藩伊賀城代家老日誌』上下(上野市古文献刊行会編、一九七七年) 伊賀上野城代藤堂采女家が宝永六年(一七〇九)から慶応四年(一八六八)までの藩政を編年体で記録したもの。
- (9) 町年寄・伊藤又五郎家に伝来する慶長十三年から安永二年までの歴代加判奉行就任名簿。『三重県史資料編近世3(上)』、七四四頁。
- (10) 序文中の「吉武氏」について「御代々津御奉行歴代記」をひもとくと、天和三年(元禄二年(一六八三)一六八九)・元禄十二年(宝永二年(一六九九)一七〇五\*再任)と加判奉行職にあった「吉武次郎左衛門」が該当する。なお「吉武氏後記」について『津市史』では「普請奉行吉武次郎右衛門日記」が多々引用されるが、所載を含め不明。
- (11) 以下、加判奉行に関する記述は『津市史』第一巻、四九八―五〇九頁を参照した。
- (12) 元和期(一六一五―一六二四)には、町奉行を設置していたことが確認できる(藤谷彰「町方支配の様相―伊勢国津町を中心として―」三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究(論考編)』清文堂、二〇〇九年)。
- (13) 『永保記事略』二五五頁。なお、「類聚法令」序文の記載は年次の誤記であろう。
- (14) 『津市史』第二巻、一五四―一五五頁。
- (15) 「津二而一、加判用人前々之通奉行役相兼候様被 仰付之」(『永保記事略』三九八頁)。
- (16) 加判奉行の執務官署については津城伊賀口御門内・京口御門内・中島門内と時期により相当の変遷があったようである(『津市史』第一巻、五〇一―五〇三頁)。「類聚法令」の作成契機について、想像を逞しくすれば、こうした役館の移動が契機となつて、書庫に架蔵されていた稲葉の筆記に手が加えられ、「類聚法令」として今に見る体裁が整えられたのではないか。この点を含めて、今後の課題としたい。
- (17) 『津市史』第一巻、一九五頁。
- (18) 当該箇所は「類聚法令一」の目次に掲載されていない。また本書収録の触書との間に直接の関連性も見出せず、独立した構成をとっている。このことも当該箇所が「類聚法令」の編纂時に追加されたものであることをうかがわせる。
- (19) 町政の首脳機関である町年寄は、伊藤・加藤・岡の三家がこれを世襲した。このうち伊藤家(代々「又五郎を襲名)については、

(20) 安濃津藩から町政運営に関するあらゆる権限が与えられており、ほか二家とは別格の家柄であった。なお、安濃津藩における町政支配機構についての詳細は、『津市史』第一巻、六八四〜八〇五頁および注(11) 藤谷前掲論文を参照された。

安濃津藩は領内二百九十七ヶ村を十区に分け、各区に一名の大庄屋を置き、その下に庄屋を置いて郷村支配を行った。文化十一年(一八一四)には一区を増し、十一人の大庄屋とした。なお、安濃津藩の郷村支配機構についての詳細は、『津市史』第二巻、一一九〜一五九頁および藤谷彰「村方支配と年貢・内検」(三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究(論考編)』清文堂、二〇〇九年)を参照されたい。

(21) 史料冒頭に「是時禁止ニテ後世不換、然レトモ鏡之背天下一之銘存スルモノ不少悉ク削ルニモアラザル歟」と、天下一号御制禁の実効性に疑義を呈する貼紙があるが、この部分は序文と同じ楷書体である。

(22) 天下一号に関する詳細は以下の文献を参照されたい。桑田忠親「第八章天下一の号」(『豊臣秀吉研究』角川書店、一九七五年)・竹内誠「元禄人間模様変動の時代を生きたる」(『角川選書』二〇〇一年・根崎光男『生類憐みの世界』(同成社、二〇〇六年)・米原正義「天下一号の再検討」(『國學院雜誌』八十九・十一、一九八九年)。

(23) 実名は玉置之長。寛永十九年(一六四二)に召出されたのち大納戸役をつとめる。延宝五年(一六七七)より六年間城和奉行職、天和三年(一六八三)より古武次郎右衛門とともに加判奉行職勤務、元禄六年(一六九三)に致仕。註2 深谷氏前掲書、一五八〜一五九頁参照。

(24) 『永保記事略』に該当記事はなく、伊勢・伊賀両国における「天下一号」御制禁の布達は現在のところ確認できない。

藤木久志『刀狩り―武器を封印した民衆―』(岩波新書、二〇〇五年)

(25) 江戸幕府の地方行政機関、遠国奉行の一つ。職掌は、伊勢神宮の警衛および遷宮の際の造営奉行や例祭の神事奉行、伊勢・志摩両国の支配と訴訟取扱い、また志摩国鳥羽湊で西国船・異国船の観察などを行うことを任務とした(『山田奉行』『日本史大辞典』第一版一九九四年)。

(26) 桑山貞頼(元禄十三年)。寛文五年(一六六五)から貞享元年(一六八四)の致仕まで山田奉行職(『寛政重修諸家譜』「桑山貞頼の項」)。

(27) 『永保記事略』一〇〇頁に該当記事があり、伊勢・伊賀両国でも伝達されたことが確認できる。

(28) 戸田忠昌(寛永九年〜元禄十二年)。天和元年(一六八一)〜元禄十二年(一六九九)まで老中職(『寛政重修諸家譜』「戸田忠昌の項」)。なお、元禄期の法令伝達過程については藤井讓治「元禄宝永期の幕令」(『幕藩領主の権力構造』岩波書店、二〇〇〇年収録、初出一九七六年)を参照されたい。

(30) 貞享二年の秋葉祭流行については、以下の文献を参照した。佐藤孝之「遠州の一山村にみる貞享秋葉祭と遊び日」(群馬歴史民俗研究会、『武尊通信』三〇号、一九八七年)・佐藤真人「秋葉山三尺坊小考」(『田村貞雄監修「秋葉信仰」雄山閣、

- 一九九八年・坪井俊三「秋葉信仰」(静岡県春野町郷土研究会『温故知新』二三号、一九八一年)・同「秋葉街道と渡船」(『竜市史』上巻、一九八一年)・同「龍山村史」(一九八〇年)・同「近世の春野」(『春野町史』通史編下、一九九七年)
- (31) 「頼納」(『国史大辞典』第一版、一九八九年) 参照。なお、「頼納禁止」は寛永二十年(一六四三)の田畑永代売買禁止令の付帯条項(第四条)に見られるため、寛永二十年創設が通説となっているが、見城幸雄氏は貞享四年説を提唱している(同「江戸時代の農民支配と農民」岩田書院、二〇〇〇年)。
- (32) 綱吉政権下における切支丹禁制の展開については、大橋幸泰「生類憐み令は綱吉政治の重要課題だったのか」(青木美智男・保坂智編『争点日本の歴史5近世編』(新人物往来社、一九九一年)を参照されたい。
- (33) 以下、不受不施派禁庄に関する記述は、尾藤正英『日本の歴史19元禄時代』(小学館、一九七五年)を参照した。
- (34) 実名は藤堂高光、藤堂家一門で延宝八年から享保三年(二六八〇)まで津城代家老を務める。一族は代々「仁右衛門」を世襲した(『津市史』第三巻、五三二頁)。
- (35) 「江戸時代の御触及口達」(『大阪市史』第三巻、清文堂、一九七九年) 十一、十二項、二十六、二十七頁。
- (36) 安濃津藩における新貨鑄造の詳細は、『津市史』第二巻、三九四頁、六五四頁を参照されたい。
- (37) 塚本学「酒と政治」(同『近世再考』日本エディタースクール出版、一九八六年)。
- (38) 安濃津藩における酒造制限の詳細は、『津市史』第二巻、二一四頁、二一九頁を参照されたい。
- (39) No.28は加判奉行・No.33は盗賊改方・石野八兵衛からの命令伝達。実名赤松範恭(享保六年)、元禄十年から元禄十一年(二六九七)一六九八)まで盗賊追捕役を務めた(『寛政重修諸家譜』、「赤松範恭の項」)。
- (40) 東海道五十三次の第一宿で現在の東京都品川区。
- (41) 東海道五十三次の第五十宿で現在の滋賀県甲賀市水口町。
- (42) 「御蔭年」と呼ばれる六十年周期の年にあたること、全国から伊勢神宮へと向かう、数百万人規模の集団参詣が起こり、たとえは宝永二年(一七〇五)には五十日間で三百六十二万もの人が参宮したと記録に残っている。これら参詣人数は、民衆生活の飛躍的向上を背景に増大・拡大の一途を辿り、享保期前後でピークに達するという(新城常三「新稿社寺参詣の経済史的研究」塙書房、一九八二年)。

(解題執筆・堀 智博)

(付記)

三重県史編さん室の藤谷彰氏には、本史料の情報などご教示いただき、また所蔵機関である東京大学法学部法制史資料室には史料閲覧・本紹介に際してご高配を賜った。ここに記して感謝の意を表することとしたい。